

## 一般社団法人高知県森林整備公社 J-クレジット販売要領

### (趣旨)

第1条 本要領では、一般社団法人高知県森林整備公社（以下「公社」という。）が保有する高知県版 J-クレジット（以下「公社 J-クレジット」という。）を、カーボン・オフセットに取り組む事業者、団体等に販売することについて定めるものとする。

### (購入者の募集)

第2条 公社 J-クレジットの購入者（以下「購入者」という。）の募集は、公社ホームページ等により行うものとする。

2 公社 J-クレジットの販売は、公社が保有する数量の範囲内で行うものとし、公社ホームページに販売募集量の合計を掲載するものとする。

### (購入の申込み)

第3条 公社 J-クレジットの購入を希望する者（以下「購入希望者」という。）は、申請書類（様式第1号から第3号）を、持参、郵送及び電子メールのいずれかの方法により、公社理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

ただし、次に掲げる事業者、団体は対象外とする。

- (1) 暴力団又は暴力団員の統制下にある事業者、団体
  - (2) 公社 J-クレジット販売先として適切でないと認められる事業者、団体
- 2 理事長は、前項による申込みがあった場合で必要と認めるときは、購入希望者に対し、公社 J-クレジットの使用に必要な範囲において資料の提出を求めることができる。
- 3 最低販売量は、1 トン (t-CO<sub>2</sub>) とし、1 トン (t-CO<sub>2</sub>) 単位で販売するものとする。

### (購入者の決定)

第4条 理事長は、前条の規定による申込みがあった場合は、先着順に当該申込みの内容について公社 J-クレジットの活用に関する妥当性の有無を判断し、購入者を決定する。

2 理事長は、前項の規定により購入者を決定した場合は、決定した購入希望者に別紙様式第4号により通知するものとする。

### (契約書の作成)

第5条 公社は、前条の規定により購入者を決定したときは、契約書（様式第5号から第6号）を作成し、購入者と契約を締結する。

### (売買代金の納付)

第6条 購入者は、公社 J-クレジットの売買代金を、理事長が指定する口座へ期日までに納入するものとする。

(公社Jークレジットの移転)

第7条 理事長は、購入者からの売買代金の納入を確認した後、Jークレジット登録簿の操作により公社の保有口座から購入者が指定する保有口座へ購入した公社Jークレジットの移転手続を行うものとする。

2 購入者が口座を指定しない場合は、理事長は公社Jークレジットを無効化口座へ移転手続きする。

(裁判管轄)

第8条 この要領に定めることに関し、裁判上の紛争が生じた場合は、高知県高知市を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

(協議)

第9条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、理事長と購入者双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この要領は平成23年9月12日から施行する

この要領は平成23年11月9日から施行する。

この要領は令和5年6月14日から施行する。